令和2年第6回鹿沼市議会定例会議案説明書

② 報告第 17号 専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)

令和2年4月19日鹿沼市茂呂2487番4地先市道7021号線上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が走行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を107,580円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の 長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定 により次の事項については、これを市長において専決処分すること ができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 18号 専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)

令和2年4月22日鹿沼市茂呂2541番3地先市道7020号線上において、宇都宮市在住者所有の小型乗用自動車が走行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を7,047円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第17号と同じ。

◎ 議案第103号 専決処分事項の承認について (令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))

歳出予算の更正として、いちごっこ未来応援特別給付金事業費、商業振興推進 事業費等の増減額を計上するものである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、 普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特 に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決 しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事 件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副 知事又は副市町村長の選任の同意(中略)については、この限り でない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、 次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければ ならない。

第4項 省略

◎ 議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について

歳入については、国県支出金、地方交付税、市債等の増減額を計上し、歳出については、一般管理関係職員給与費、コミュニティセンター整備事業費、道路橋りょう災害復旧事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を240,535,000円の増とし、予算総額を56,348,773,000円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第2表及び第3表の とおりである。 (参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

- (2) 予算を定めること。
- 第3号から第15号まで及び第2項 省略
- 議案第105号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

歳入については、国庫支出金及び繰入金の増額を計上し、歳出については、介護保険事務費の増額を計上したもので、この補正額を2,310,000円の増とし、予算総額を8,702,694,000円とするものである。

(参照条文) 議案第104号と同じ。

② 議案第106号 令和2年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第1号)に ついて

資本的収入及び支出において、収入総額及び支出総額をそれぞれ 45,000,000 円増額補正するものである。

なお、地方債の補正については、第1表のとおりである。

(参照条文) 議案第104号と同じ。

◎ 議案第107号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和元年8月9日議案第53号として議決された上・中粕尾辺地及び西大芦辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財 政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

第2項から第7項まで 省略

- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した 市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用 する。
- ◎ 議案第108号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(収納什器)に係る指名競争入札を去る10月27日に行い、その結果、株式会社シブエが45,452,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 第1号から第7号まで 省略
 - (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について 政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をす ること。
- 第9号から第15号まで及び第2項 省略 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例
- 第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(中略)又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第109号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(窓口ローカウンター・来客用イス等)に係る指名 競争入札を去る10月27日に行い、その結果、株式会社シブエが 59,818,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第108号と同じ。

◎ 議案第110号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(事務用デスク・事務用イス等)に係る指名競争入 札を去る10月27日に行い、その結果、株式会社マツヤが 65,560,000 円で落 札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第108号と同じ。

◎ 議案第111号 物品購入契約の締結について

鹿沼市新庁舎整備備品購入(議会・会議室・公室等)に係る指名競争入札を去る10月27日に行い、その結果、株式会社鹿沼教材社が56,056,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 議案第108号と同じ。

◎ 議案第112号 物品購入契約の締結について

鹿沼市立小中学校大型モニター等購入に係る指名競争入札を去る11月5日 に行い、その結果、株式会社マツヤが36,510,540円で落札したので、本契約を 締結するためのものである。

(参照条文) 議案第108号と同じ。

◎ 議案第113号 指定管理者の指定について

出会いの森総合公園及び出会いの森親水公園の指定管理者として、特定非営利 活動法人出会いの森管理協会を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第244条の2 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、 法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの (以下(中略)「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理 を行わせることができる。

第4項 省略

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、 あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければな らない。

第7項から第11項まで 省略

◎ 議案第114号 市道路線の変更について

上石川地内の市道について、現状に合わせて終点を変更するためのものである。

(参照条文) 道路法

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。
- ◎ 議案第115号 鹿沼市部設置条例の一部改正について

新たな政策課題への効果的な取組、更なる市民サービスの向上及び行政改革による組織のスリム化の推進などの観点から、既存の組織・機構を見直し、令和3年度から新たな組織・機構でスタートするためのものである。

(参照条文) 地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

② 議案第116号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の額 を引き下げるためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第117号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の 期末手当の額を引き下げるためのものである。 (参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第118号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の 額を引き下げるためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第119号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

防火管理者資格取得講習の課程修了に関する証明等に係る手数料を無料とするためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第120号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について

奨学金の貸付対象者に、新たに医療又は看護に関する教育を行う各種学校に在 学している者を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第121号 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例の一部 改正について

施設の利用に係る使用料等を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第122号 鹿沼市下水道条例の一部改正について

古峰原水処理センターの使用料の額を引き下げることにより、市内の下水道使 用料の額の統一化を図るためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第123号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

関係省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限の引上げ等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第124号 鹿沼市防災会議条例の一部改正について

本市の防災体制の強化を図るため、防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第115号と同じ。

◎ 議案第125号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員関口昌江氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、 新たに川島恵美子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権 擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に 携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体で あつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団 体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁 護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第126号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員小太刀良男氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第125号と同じ。

◎ 議案第127号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員宇賀神文惠氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第125号と同じ。

◎ 議案第128号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員渡邉雅紀氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、 引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第125号と同じ。

◎ 議案第129号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員吉井和夫氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、 引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第125号と同じ。